

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 9月号 (No.190)

2019年9月30日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

経営懇役員リレーエッセイ

## うちの猫ちゃん

我が家には現在、猫が2匹います。安ちゃんと純ちゃん。2匹ともオスです。

安ちゃんは保護猫で、東日本大震災の後にいただいたので、安心安全を願って「安ちゃん」という名前になりました。純ちゃんも職場の方に紹介してもらっていた保護猫です。「純米吟醸」の純ちゃん。甘えん坊猫ちゃんです。

ところが、今年の愛知合研 2 日目午後の講座を受けている時に、夫から「純ちゃんが昨晚から姿が見えない。開けっ放しの玄関から出ていったようだ。」というメールが届きました。

家から一步も出た事がない純ちゃんですから、自分では家に帰って来られません。合研 3 日目が終わったところで急いで東京に帰り、純ちゃんを探し始めました。ポスターを作成して貼らせてもらったり、夜と早朝に探し回ったり、猫探偵に頼んだり…

高額猫探偵は何も効果がなく、効果があったのは「ポスター」でした。「じゅんちゃんという猫を探していますか…」というお電話を何本もいただきました。ポスターをみて電話をかけてくださること自体、勇気がいることかな…と思いますが、何人もの方に目撃情報を頂きました。お礼に伺った時に、「ここにポスターを2枚貼っていいですよ。」と言ってくださる方もいました。地域猫のお世話をしている方からもお電話を頂き、「気を落とさないで頑張ってください！」と励ましていた

飯田由美（東京・しいの実保育園）

だき、その時は涙がでました。しかし、純ちゃんには会えませんでした。

ところが、8月3日に行方不明になって本当に消耗しきっていた8月21日の夜に、若い女性から「動画を撮ってきましたが純ちゃんではありませんか。」というお電話がありました。急いで駆けつけて見せてもらおうと、なんと本当に純ちゃんでした。

居た場所を教えてもらって、その場所に自転車を止めると、その音で分かったようで、純ちゃんが「ニャー！」と出てきました。痩せていて少々汚れていましたが、怪我もなく元気でした。猛暑の中よく生きていました。

今回思った事は、「自分もどんな時も優しさで行動できる人でいたい」という事と「住んでいる地域でのつながりを大切にしたい」という事です。自分の時間はほぼ仕事の為に使っているような人生ですが、人としての優しさや地域の中での自分をこれからの課題にしたいです。

その後、純ちゃんは何事もなかったかのように大きな顔をして毎日を過ごしています。



# 保育をめぐる情勢

## ●副食費・物価調整分の 681円、減額撤回へ！

9月18日付で公定価格の単価案見直しについて通知が内閣府・厚労省から発出されました。

### ◆現場からの声が国の方針を変えた！

8月下旬に公定価格単価案が示されて以降、副食費4,500円に加え物価調整分681円分まで減額する内容に対し、園や自治体から抗議の声が国に殺到しました。特に、全国市長会の激しい抗議を受けて、内閣府は、物価調整分681円分の減額を急遽取りやめるとの通知を発出したのです。

ただし、物価調整分を財源に実施するとしていた、チーム保育推進加算等の対象拡大も見送りと

されました。通知では、混乱を生じさせたお詫びとともに、9月4日付事務連絡の廃止が示されました。

自治体と現場に混乱を招いた責任を、内閣府がどう取るのかわかりませんが、副食費4,500円が公定価格から減額されることに変わりはありません。引き続き、副食費無償化を求める運動が重要です。

今回の経過をふまえ、理不尽な方針に唯々諸々と従うのではなく、現場の実態をもとに声をあげることが保育条件改善を実現させる大きな力であることを確認し、今後の運動につなげましょう。

府子本第511号  
子発0918第1号  
令和元年9月18日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局（長） 殿  
民生主管部局（長）

内閣府子ども・子育て本部統括官  
（公印省略）  
厚生労働省子ども家庭局長  
（公印省略）

### 令和元年10月以降の公定価格の単価案の見直しについて

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化の施行に伴う令和元年10月以降の公定価格（特定教育・保育等に要する費用算定基準等をいう。以下同じ。）の単価案については、同年8月22日付けで各都道府県宛てにお送りしていたところ

です。この中で、保育認定に係る単価表の案における2号認定子どもについて、副食費が施設等による徴収となることに伴う変動として、これまで副食費相当額として積算されてきた月額5,181円を減額することを前提とした基本分単価案をお示ししておりました。同時に、これまで保護者にご負担いただいていた保育料における副食費の内訳や各施設の副食費の支出の実態を踏まえた副食費の目安として提示しておりました4,500円との差分681円を活用し、栄養管理加算とチーム保育推進加算の拡充に係る単価案も合わせてお示ししておりました。

しかしながら、今回の公定価格の改定案の公表については、当初予定されていた7月よりも遅れ、市町村（特別区を含む。）及び事業者に対し、十分に行き届いた説明・周知を行うことができず、本年10月以降の経営上の対応に関する御懸念をはじめ、現場での混乱が生じているものと承知しております。

こうした諸般の事情に鑑み、最終的な 10 月改定の公定価格としては、関係各所との調整を踏まえ、2号認定子どもの基本分単価から減額する副食費相当額を 5,181 円とすることを見送り、4,500 円にとどめることといたしました。また、栄養管理加算とチーム保育推進加算については、5,181 円の減額を前提として拡充を講じる予定であったことから、基本分単価の減額幅の 4,500 円への見直しに伴い、これらの加算の拡充措置の実施も見送ることといたしました。

令和 2 年度における基本分単価や栄養管理加算及びチーム保育推進加算の取扱いについては、改めて子ども・子育て会議の議論を経て、来年度予算編成の過程で決定してまいります。

この度は、令和元年 10 月以降の公定価格の単価案についてお示しするのが遅れ、それにより現場の混乱を生じさせておりますことをまずもってお詫びするとともに、引き続き幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向け御協力をお願いします。

なお、令和元年 9 月 4 日付け事務連絡「令和元年 10 月以降の 2 号認定子どもの公定価格における副食費の取扱いについて」は、廃止します。

#### 【担 当】

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当) 付 給付担当  
TEL : 03-5253-2111 (内線 38346、38344)  
厚生労働省子ども家庭局保育課保育調整係  
TEL : 03-5253-1111 (内線 4855)

## ●引き続き声をあげよう

物価調整分 681 円減額問題では、現場からの抗議が国に多く届き、経営懇会員からも抗議した・声を上げてよかった、との反応がありました。

### ◆加算拡充の見送りに見過ごせない！

681 円の減額が撤回されたことは重要ですが、加算の拡充が見送られたことは問題です。この問題も見過ごさず、要望することが必要です。

幼稚園など他の施設と同じように職員を配置できるように、「加算拡充を見送らず実現せよ」との声をあげましょう。

## 地域での動き

### ●市長へ申し入れ／熊本市

熊本市では、会員園も含む市内の認可保育所 17 園で「熊本の子どもと保育者の未来を考える会」をつくり、市長に申し入れを行ないました。

### ◆申し入れの内容（同封資料参照）

申し入れの内容は下記の 5 点です。

- ①児童福祉法 24 条 1 項にもとづき市町村の委託を受けて保育を行う認可保育所の場合、実費徴収は市が行うべきではないか。
- ②保育の一環である給食は無償化の対象とすべき。対象外とした意図は何か。
- ③応能負担から、応益負担（実費負担）へ転換したことについて、説明を。
- ④事務業務の増加、保護者との関係が懸念される
- ⑤熊本市にも完全な無償化を目指してほしい。

### ◆報道機関も注目

申し入れは、10 月 2 日に行う予定ですが、事前に NHK が取材し報道しました（9 月 27 日）。報道機関も無償化をめぐる動きについて、注目しています。（報道内容は同封資料参照）。

## ●東京都内の給食費徴収への対応について

東京都民間保育園協会の調査の続報です。色がついているところは実費徴収がある自治体です。

(注) 月額徴収額については、アンケート回答に基づいたものであくまで目安であり、各区市町村の検討状況によって今後変動していく場合があります。

(9月18日現在)

23区	月額徴収額 (目安)	備考
千代田	0円	全額行政負担
中央	4,500円	副食費のみ
港	5,000円	主食費・副食費
新宿	0円	全額行政負担
文京	0円	全額行政負担
台東	4,500円	副食費のみ
墨田	0円	全額行政負担
江東	0円	全額行政負担
品川	0円	全額行政負担
目黒	0円	全額行政負担
大田	0円	全額行政負担
世田谷	4,500円	副食費のみ
渋谷	0円	全額行政負担
中野	0円	全額行政負担
杉並	0円	全額行政負担
豊島	0円	全額行政負担
北	0円	全額行政負担
荒川	0円	全額行政負担
板橋	0円	全額行政負担
練馬	0円	全額行政負担
足立	4,500円	副食費のみ
葛飾	0円	全額行政負担
江戸川	0円	全額行政負担

全国的には、県が創設した補助事業を活用しほとんどの市町村が独自助成する秋田県をはじめ、群馬では29/35自治体、長野では61/77自治体、熊本では12/45自治体など、独自助成が広がりつつある県もあります(同封資料参照)。

市町村	月額徴収額 (目安)	備考
八王子	4,500円	副食費のみ
立川	1,000円	3,500円行政負担
武蔵野	0円	全額行政負担
三鷹	6,000円	主食費・副食費
青梅	4,500円	副食費のみ
府中	4,500円	副食費のみ
昭島	4,500円	副食費のみ
調布	4,500円	副食費のみ
町田	6,000円	主食費・副食費
小金井	0円	全額行政負担
小平	4,500円	副食費のみ
日野	4,500円	副食費のみ
東村山	4,500円	副食費のみ
国分寺	4,500円	副食費のみ
国立	4,500円	副食費のみ
西東京	4,500円	副食費のみ
福生	4,500円	副食費のみ
狛江	4,500円	副食費のみ
東大和	4,500円	副食費のみ
清瀬	5,200円	主食費・副食費
東久留米	4,500円	副食費のみ
武蔵村山	4,500円	副食費のみ
多摩	6,000円	主食費・副食費
稲城	7,500円	主食費・副食費
あきる野	4,000円	500円行政負担
羽村	4,500円	副食費のみ
瑞穂	4,500円	副食費のみ
日の出	4,500円	副食費のみ
奥多摩	0円	全額行政負担
檜原	0円	全額行政負担
大島	0円	全額行政負担

都内でも自治体によって対応が違います。全額行政負担でも対象施設を限定するなど、内容も一律ではなく、格差が生じています。全国的にも、都道府県ごと・市町村ごとにバラツキがあります。こうした状況が固定化しないよう「無償化」実施後も、自治体への働きかけが必要です。そのためにも、地域の保育園や保護者の要望を把握し、東ねていくとくみが求められています。

# 第22回夏季セミナー

9月1～2日、  
横浜市で開催  
した第22回夏  
季セミナーに  
は、25都道府県



から、247名の参加がありました。

## ●公的保育が子どもの育ち・地域の暮らしを守り支える／フォーラム

1日目のフォーラムでは、様々な角度から保育の現状と保育条件改善のための課題を考えました。講師は、中山徹さん（奈良女子大学）、逆井直紀さん（保育研究所）、岩狭匡志さん（保育の重大事故をなくすネットワーク）の3名です。



中山さんからは、「地域・自治体の再編成が保育・福祉に与える影響」をテーマにお話いただきました。政府は、人口減少・高齢化が進

むなかで自治体の再編を検討しています。市町村が大きく変わると、保育にも大きな影響があることが指摘されました。今、暮らしている地域で暮らし続けられるようにすること、日常の生活圏（小学校区程度）を大事にした街づくりを課題にしようまとめました。

逆井さんは、目前に迫った「無償化」と公的保育制度改善の課題について報告しました。「無償化」で副食料費が実費徴収化され各園で徴収することとされましたが、私立保育所は児童福祉法24条1項にもとづき市町村の委託を受けて保育を行っているのに、なぜ保育に必要な費用を園が徴収しなければならないのか、理解に苦しむ点です。あらためて24条1項の意義を確認し合い、すべての子どもに格差なく平等に保育を保障す

ることを求めていくことが提起されました。そのための具体的なとりくみとして、まずは2号認定の子どもの公定価格を1号なみに引き上げると、保育士を大幅に増やすことができます。複雑な制度を学びあい、現場の実態や目の前の子どもから出発して、保育条件の改善を求める運動を丁寧に広げていくことを呼びかけました。

岩狭さんは、保育施設での重大事故の実態をふまえ、子どもの安全の問題を報告しました。今回、認可外施設を「無償化」の対象としたことで、劣悪な施設にもお墨付きを与えた形になっています。基準に適合している認可外施設のみを対象施設として限定することができる条例の制定を、自治体に求めるのと同時に、認可施設に移行できるような支援や立ち入り調査の充実を求めることが必要、と話されました。

報告後の質疑応答もふまえ、最後に中山さんが「保育分野の運動は、経営者だけでなく、職員も保護者も、さらに国民全体で、今の子ども・保育の状況を何とか改善したいという世論を広げ、制度の改善を勝ち取ってきた歴史があります。経営者の視点での運動も重要ですが、同時に、様々な課題に対して職員・保護者や市民などの幅広い声を集めて、日本の保育をどうしていくのか、という方向性を追究していくことが必要です。保育の改善が今までどのようにすすめられてきたか、歴史に学び原点に立ち返ること。そのうえで、今の状況を転換する大きな運動をどうつくかという視点で、経営者のみなさんにもとりくんでいただければと思います」と、締めくくりました。

## ●活動交流～「無償化」に対して

2日目の活動交流では、「無償化」にあたり、自治体への要請を行っている鎌倉市・所沢市・福岡市の活動が報告されました（鎌倉市・所沢市の要望書は先月号に同封）。記念講演はTBSキャスター・金平茂紀さん。

# 保育と 子どもの権利

Vol. 2

弁護士・社会福祉士・保育士 寺町東子

## Vol.2 虐待防止と子どもの権利

9月は、目黒女児虐待死事件の母の裁判員裁判があり、連日、詳細が報道されていました。保護責任者遺棄致死罪は争わないけれど、量刑について、義父によるDVの影響が争点となりました。

事件報道を見て、2つのことを考えました。

一つは、義父が、異様なほどに「痩せていること」と「勉強」に執着し、体重コントロールのために食事を与えず（母にもダイエットを強要）、5歳児の発達を無視して、かけ算の九九を覚えさせ、結愛ちゃんが残したノートに「これまでどんだけあほみたいにあそんだか あそぶってあほみたいだからもうやめるので もうぜったいぜったいやらないからね」と書かれるほど、遊びを制限していました。

子どもの育ちに専門的に関わる者にとって、これほど衝撃的な言葉があるのでしょうか。子どもの発達の専門機関である保育園は、子どもが遊びの中から学ぶ、ということを知っています。子どもの権利条約31条も、子どもの「遊ぶ権利」を定めています。子どもの発達にとって、遊びが大切であるからこそ、「子どもの権利」として保障されているのです。

大人の社会が、少数の「勝ち組」と多数の「負け組」に分断され、せめて子どもにはと、早期教育を施す親が増えています。我が子の将来を思って、とはいえ、子どもの発達に関する知識が無いために、未就学児から遊びを奪い、机上の点数で測れる「お勉強」を詰め込み、子どもが従わないと激怒する、という悪循環が、ちまたにあふれています。

保育園が、保護者に対して、将来的に認知的能力と非認知的能力をバランス良く伸ばすためには、未就学児には遊びが大切であることを、年齢や発達に応じた遊びを紹介しながら、啓蒙していくことが、

子どもから遊びを奪う「教育虐待」を防止することに繋がるものと思います。

二つ目は、DV（ドメスティック・バイオレンス）についてです。香川県の主治医は法廷で「助けられるのは母親しかいなかった」「被告は夫の言うことを正しいと思い、暴力も容認していた」「何とか守ってほしかった」と述べたと報道されています。

しかし、DV夫に支配された母親が、自力で支配から脱出して子どもを守ることは極めて困難です。特に、この母は19歳で結愛ちゃんを若年出産し、その後離婚。22歳で8歳上の義父と「できちゃった婚」で再婚します。再婚して4か月で泣き声通報、8か月で結愛ちゃんの1回目の一時的保護、しかし義父が不起訴となり、2か月後に保護解除。その後1か月で再度の一時的保護、再度義父は不起訴となり2か月後に保護解除。1か月後に、こめかみの傷が発見されたり、幼稚園を退園したのに保護せず、夫に従って東京に転居して実家や地域と切り離されてしまいます。上記の経過からは、典型的なハイリスク家庭であることが判ります。

裁判員裁判での母の証言からは、夫から毎日長時間に及ぶ「説教」をされ、暴力も受けているのに「ありがとうございます」と言わされて洗脳され、夫の顔色を伺うようになり、夫が連れ子である結愛ちゃんに殴ったり蹴ったりするのを見て、解離と思われる状態にも陥っています。若くて社会経験も乏しく力がない母が、DV夫から支配された状態では、DVをDVと理解することすらできません。

子どもの権利条約は、生きる権利（6条）、虐待から保護される権利（19条）を保障しています。子どもを虐待から守るためには、DVを受けている、多くは母親を支える必要があります。

DV離婚の相談に来る母親には、保育園や小学校の先生から「DVを受けているんじゃない？」と促されて来る人がよくいます。保育園は家庭の様子を把握しやすいので、DVに気づくのでしょう。夫に支配されている母を支え、支配から脱出するのを手伝えることが、子どもの命を守ることに繋がります。

# 社会保険労務士 まつださんの お役立ち情報 Vol.14

## 労働基準監督署の調査に

### 立ち会って・・・

朝晩涼しくなって過ごしやすくなってきました。やっと秋がきたのかなと思える今日この頃です。今年の夏、業種はそれぞれ違いますが、2社ほど労働基準監督署から「定期監督」の通知が来て調査に立ち会う機会がありました。

「定期監督」というのは、監督署が定期的・計画的に実施する調査で、最も一般的な調査です。対象となる会社は無作為に抽出されます。(一つの会社では、「今年の春に入管法が改正されたので外国人実習生を受け入れている会社で御社が対象となりました」と言われたので、建設業は今年度の重点業種になっていたようです。)

この調査では、労働基準法をはじめとする様々な労働関連諸法令に違反していないかが調査されます。法律違反に該当する項目があれば、その違反項目と是正期日が書かれた是正勧告書が交付され、法令違反ではありませんが、改善が必要と判断された項目については、指導票が交付されることとなります。

調査については、原則拒否ができません。都合が悪い場合は日程を変更してもらえるように交渉して下さい。

当日は、事前に就業規則や賃金台帳等用意するように言われた書類を準備します。監督官に、法令違反していないかどうかチェックされたり、書類の記載や運用等についてヒアリングされたりと軽く2時間ほどはかかるので結構疲れます。税

理士事務所の方も同席されていたのですが、「初めて経験したけど、税務調査のほうがまだまし」と漏らされていました。

個々の調査で用意する書類は違いますが、共通している主な調査項目としては、

1. **労働条件** (雇用契約書の記載すべき事項が記載されているか、10人以上なら就業規則の作成・届出がされているか等)
2. **労働時間** (タイムカード等で始業・終業時刻の記載がされているか、36協定書の提出、変形労働時間制を採用していれば労使協定の提出・規程へ記載されているか、シフト勤務の場合はシフト表等)
3. **賃金** (賃金台帳の記載事項、残業代の支払い、計算方法が正しいか、最低賃金以上になっているか等)
4. **健康管理** (健康診断の実施記録、50人以上使用している場合は結果報告等) です。

特に印象に残っているのは、大企業が時間外の上限規制が4月からスタートしているためか、時間外の時間数について誰が多いのかタイムカードで確認され、一番時間外の多い労働者の名前と残業時間を控えられたことです。

あと2つの会社で共通して法令違反としては是正勧告を受けたのが、残業代の計算方法についてです。一つは皆勤手当が支給された月の残業計算の含めていなかったこと、一つは代休取得の際、割増分が未払いだったことです。

この残業単価の計算については、次回お話できればと思います。兎にも角にも、期日までに指摘されて項目について、法律とおりに修正しました。未払い分は支払いましたと報告書を提出しなければなりません。もうひと頑張りしましょうか。

社会保険労務士法人 第一コンサルティング

松田康子

# お知らせ・今後の予定

## ●第16回主任セミナー

2019年11月29～30日(金・土)

Hotel&ResortsNAGAHAMA

(旧名：長浜ロイヤルホテル)

今年の実行委員会は京都の主任の皆さんです。ただし、京都市内は紅葉時期ということもあり確保できず、滋賀県長浜市にて開催することとなりました。ご参加をお待ちしております。

### 訂正があります

ニュースに先立ちお送りした案内書に間違いがありました。お詫びして訂正します。

\*訂正か所～シンポジウムの報告者の所属

誤：神奈川・蜂ヶ岡保育園

正：京 都・蜂ヶ岡保育園

(同封の案内書は訂正版です)

### <8月29日会場下見&実行委員会>

8月29日には長浜にて下見と第2回実行委員会を開催しました。宿泊する部屋も下見(写真↓)。琵琶湖が良く見えました。現場の状況や主任の仕事を語りながら、セミナー準備をすすめています。



\* 同封資料 \*

- ①第16回主任セミナー案内書
- ②副食費実費徴収問題～各地の動き・資料
- ③保育研究所研究集会(10月27～28日)ご案内
- ④11.4 保育大集会&11.5 国会要請行動ご案内

<2019年8月夏季セミナー参加者に聞きました>

ハッ!としたひとこと・その1

「いろいろ

やってあげすぎ

なんですよ～」

現場で時間がない、良かれと思い、準備したり片づけたりと、いろいろするのですが、「あたりまえ」のような職員の対応に、ついため息が…。それを聞いた職員に言われたひとことです。

「あっ、そうか～!」と、ハッ!としました。

(40代・副園長)

### 【経営懇・活動日誌】9月

○2019年8月31日/顧問会議。顧問の井関さん・志村さんと三役で、経営懇のあゆみとこの間の活動・課題について意見交換。

○9月1～2日/第22回夏季セミナー。全国から247名の参加。

○9月2日/第2回役員会

○9月4日/副食費取り扱いについての事務連絡出される(公定価格からの減額は5,181円)  
→9月18日付通知で、この事務連絡は廃止され、減額は4,500円のみで、物価調整分681円の減額は撤回された。

○9月14日/全保連常任幹事会・合研常任実行委員会合同会議。51回合研(愛知)のまとめについて論議(川端さん・安川さん)

○9月20日/経営懇の「あゆみ」をまとめるために作業(原田さん・安川さん)。